

## 県産農林水産物販路開拓支援業務 業務委託仕様書

### 1 業務名

県産農林水産物販路開拓支援業務

### 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

### 3 業務の目的

販路開拓に前向きな県内生産者や生産者団体（以下、「生産者等」という。）とブランド力のある企業（以下、「企業」という。）との効果的なマッチングに向けて、生産者等の商談資料の作成支援や企業のニーズ調査等を実施し、商談会等を開催することで、農林水産業と食品産業が連携した販路開拓を推進する。

### 4 委託業務の内容

本業務は、生産者等と企業との効果的なマッチングに向けて、生産者等の募集、商談資料の作成支援、企業の招聘・ニーズ調査、産地視察・サンプル送付（商談会前後に適宜）、個別マッチング・商談会の開催を以下のとおり行うものとする。

#### （1）生産者等の募集

生産者等を以下のとおり広く募集し取りまとめる。

- ア 県が管理する生産者情報に記載のある者への周知・募集を行うこと。
- イ 上記の他、生産者等を募集する方法について提案すること。
- ウ 対象範囲は生産者に加え、当該生産者の商談窓口となっている流通関係事業者や一次加工者を含むものとする。
- エ 募集にあたり、本事業の説明会を県内で1回以上開催（対面及びオンライン）すること。

#### （2）参加生産者の商談資料の作成等

商談に向け、参加生産者の商談資料を以下のとおり準備すること。

- ア 参加生産者から、商談に使用する「FCPシート」を回収すること。
- イ 「FCPシート」の作成支援を希望する参加生産者（20者程度）については、対面による産地取材を行い、農産物及び圃場等の写真撮影やPRポイントの整理などの作成支援を行うこと。
- ウ 上記参加生産者（20者程度）以外にも、「FCPシート」作成に係る県内生産者からの軽微な問合せについて適宜対応すること。
- エ 作成支援にあたっては、商談資料が企業とのマッチング等にとって効果的なものとなるよう努めること。
- オ 「FCPシート」をもとに、県から企業に生産者を紹介する際に使用する

「生産者紹介シート」についても参加生産者全員分を作成すること。

### (3) マッチング先企業の招聘とニーズ調査

生産者等と企業とのマッチングを図るため、以下のとおり、企業の招聘及びニーズ調査を行うこと。

ア マッチング先企業として15社程度を招聘すること。

招聘企業については、以下の内訳を基本に提案するものとするが、県産農林水産物の取り扱いに前向きな企業であれば対象にすることは可とし、県と協議の上、決定すること。

また、令和7年度の招聘企業と重複した場合は代替企業を提案すること。

(令和7年度の招聘企業の情報については、受託事業者決定後に受託事業者に共有する)

高級ホテル及び高級レストラン等 (県産農林水産物を活用した料理の提供を想定)	8社程度
百貨店及び高級スーパー等 (加工食品を含む県産農林水産物の販売を想定)	4社程度
上記のほか、県産農林水産物の価値を高める、または成約率が高いと見込まれる企業	3社程度

イ マッチング先企業のニーズ調査を下記の項目で実施するとともに、調査結果をとりまとめ、企業に応じた販売戦略を提案すること。

- ・国産農産物の原料調達の現状（品目、量、流通方法等）
- ・県産農産物の利用状況（取扱品目、取扱量、流通方法、取引条件等）
- ・県産農産物の取扱拡大に対する意向の有無
- ・県産農産物の取扱にあたっての課題や要望
- ・その他販売戦略の提案にあたって必要な事項

### (4) 商談会等の実施

(2)(3)の内容を踏まえ、商談の機会を以下のとおり提供すること。商談の成功率を高めるよう、適宜、組み合わせて実施すること。

ア 個別商談の設定

全ての招聘企業に対し、「FCPシート」等を提供した上で、参加生産者を紹介するなど営業活動を行うことで、個別商談の場を設定すること。

イ 商談会の開催

全ての招聘企業が参加する商談会を以下の内容で開催すること。

- ・令和9年1月末までに開催すること。（会場での対面開催を基本とすること）
- ・商談を行う上で最適な開催場所を提案すること。
- ・企業と生産者双方の概要や要望を可能な限り事前に情報提供し、個別商談の時間を設ける等、効率的なマッチングができるよう努めること。
- ・商談会開催後、企業及び生産者にアンケートを実施すること。

- ・ 詳細については、県と協議の上、決定すること。

ウ 産地視察

- ・ 1社につき、1日に2～3産地を視察することを想定。(計5社程度)
- ・ 企業及び生産者との調整、当日の運営(アテンド、資料作成、交通手配等)を行うこと。詳細については、県と協議の上、決定すること。
- ・ 視察時に試食提供を行う等、商談につながるよう最大限努めること。

エ サンプル送付

- ・ マッチングの可能性のある企業に対し、サンプルを20回程度(1回あたり1万円程度を想定(1次加工等をする際の費用を含む))送付すること。

(5) KPI(重要業績評価指標)の設定

(4)の商談の成果について、商談件数(個別商談件数及び商談会での商談件数)をKPIとして採用し、その目標値について提案すること。

(6) その他の独自提案事項

上記(1)～(5)以外に本業務の目的を達成するために有効な取組があれば、独自の企画を提案すること。なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

(7) その他本業務に付随すること

- ア 企業及び生産者等との調整は受託事業者が実施すること。また、事業実施に際しては、業務に精通したスタッフを必要人数配置し、運営を行うとともにトラブルに対応できる体制を整えること。
- イ 事業効果が最大限発揮できるよう、内容の充実に努めること。

## 5 提出書類の作成

本業務を受託した団体は、下記の書類を電子データで提出すること。

(1) 事業計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

(2) 実績報告書

業務完了後、速やかに提出すること。

※マッチング状況(商談経過・商談成立件数、契約規模、数量等)、課題の抽出・整理等を含む。

※様式及び記載内容については別途指示する。

※事業の進捗状況については、県からの依頼に応じて、県が指示するデータや書面を提出する等、隨時、状況報告を行うこと。

※各事業については、記録写真等の撮影を行い、データ納品すること。

## 6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとすること。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとすること。
- (2) 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとすること。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- (3) 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができないこと。

## 7 運営及び管理

### (1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

### (2) 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

### (3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

### (4) 経費

本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

## 8 個人情報に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとすること。

## **9 納入物件に関する責任の所在**

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

## **10 法令遵守及び安全管理**

### **(1) 関係法令の遵守**

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

### **(2) 安全管理体制の整備**

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

### **(3) 作業者及び第三者の安全管理**

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## **11 秘密の保持**

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

## **12 その他事項**

### **(1) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償**

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

### **(2) 業務の再委託**

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

### **(3) 仕様変更**

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

### **(4) 事業内容の変更又は中止**

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

### **(5) 記載外変更、その他**

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。